



山梨働き方改革 推進支援センターでは

中小企業・小規模事業者等の
支援を行っています。

同一労働同一賃金への対応や非正規労働者の待遇改善を支援します！



パートタイマーと正社員の
賃金や手当をどう見直せ
ば、同一労働同一賃金にな
るのだろうか、難しくて分か
らない。

そのお悩み、
ぜひ専門家に
ご相談ください！



同一労働同一賃金とは、【正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止】施行2020年4月～
※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日～

他にも、以下の取組をワンストップで支援しています！

- 長時間労働の是正
- 時間外労働の上限規制の対応や36協定届の作り方
- 生産性向上による賃金引上げ
- 人手不足の解消に向けた雇用管理改善
- 業務改善助成金やキャリアアップ助成金等の申請支援

ご希望の相談方法、選べます。相談は無料です。



来所相談・電話相談

社労士等の専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。電話での相談も受け付けています。
(受付時間：原則 平日午前9時～午後5時)



メール相談

メールでの相談も可能です。
メールアドレス：yamanashi@workstylereform.net



企業への訪問相談サービス

社労士等の専門家が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、3回を基準として、無料で相談をお受けします。



セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。

山梨働き方改革推進支援センター



0120-755-099

(平日 午前9時～午後5時)



厚生労働省委託事業

(受託：全国社会保険労務士会連合会)

山梨働き方改革推進支援センターご案内



〒400-0805

山梨県甲府市酒折1丁目1-11 日星ビル4階

TEL : 0120-755-099

FAX : 055-269-8129

yamanashi@workstylereform.net

ご清聴ありがとうございました

●問合わせ先のご案内

・育児・介護休業法の改正について

→山梨労働局雇用環境・均等室 055-225-2851

・女性活躍推進法、男女雇用機会均等法及び労働施策総合推進法の改正について

→山梨労働局雇用環境・均等室 055-225-2851

・令和7年度両立支援等助成金について

→山梨労働局雇用環境・均等室 055-225-2851

・育児休業給付及び育児時短就業給付について

→山梨労働局職業安定部職業安定課 055-225-2857

・山梨県から介護離職防止施策等のご案内

→山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 055-223-1561

・山梨働き方改革推進支援センターによる訪問支援のご案内

→山梨働き方改革推進支援センター 0120-755-099

●本資料のダウンロード先のご案内

説明資料は、以下の山梨働き方改革推進支援センターURL又は二次元コードの[セミナーのご案内]から、ダウンロード可能です。

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/yamanashi/>



●本セミナーのアーカイブ配信のご案内

後日、本セミナーの内容をアーカイブ配信する予定です。

山梨労働局ホームページの以下のURL又は二次元コードからご視聴できます。

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/R605kaiseiikukai_jisedai.html

(山梨労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き > 雇用環境・均等関係 > 法令・制度 > 令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました)

